

## 目次

はじめに.....	2
1. 運営主体・利用施設.....	2
2. 職員体制.....	2
3. 施設・設備の概要.....	3
4. 教育・保育目標.....	4
5. 教育・保育方針.....	4
6. クラス編制・利用定員.....	4
7. 年間行事予定.....	6
8. 教育・保育時間および休園日.....	5
9. 一日の流れ（デイリープログラム）.....	7
10. 登園・降園.....	8
11. 園への連絡事項.....	8
12. 病気について.....	8
13. お薬について.....	9
14. 感染症について.....	10
15. 嘱託医等.....	16
16. 準備していただくもの.....	16
17. 災害発生時の対応について.....	18
18. 給食.....	19
19. 父母の会.....	19
20. 費用について.....	19
21. 保険について.....	22
22. 要望・苦情への対応方法.....	22
23. 個人情報の取扱い.....	22
24. 虐待の防止.....	23
25. 保育業務等支援システム.....	23
26. 園舎平面図.....	24
27. その他留意事項.....	24

## はじめに

当園は、お預かりした大切なお子様が安全な環境の下、健康で楽しい園生活を送ってもらうことを目的とした、幼保連携型認定こども園です。

人格形成の基礎を培う大切な乳幼児期に、当園の職員はお子様一人一人の個性を大事にし、心身ともにバランスの取れた教育及び保育活動を提供できるように取り組んでいます。初めてお子様をお預けになられる保護者の方には不安なことも多いことと思います。そこで、私共は「子どもの幸せ」を第一に考え、安心してお子様が園生活を送れるように、お子様や保護者の皆様との信頼関係を築いていきます。

園生活では、お子様がそれぞれのよさを発揮し主体的に活動できるように教育内容を計画し環境を構成します。また、お子様が周囲の人や環境と関わりながら生きる力の基礎を培うことができるように、職員一丸となってがんばっていきます。お子様が様々な体験や経験を通してたくましく成長できるよう、保護者の皆様のご理解やご協力をよろしくお願い致します。

## 1. 運営主体・利用施設

○運営主体 学校法人双葉学園

○代表者 理事長 岸 豊

○所在地 〒012-0827 秋田県湯沢市表町四丁目7番8号

○連絡先 TEL0183-56-6888 FAX0183-56-6889

○施設種類 幼保連携型認定こども園

○施設名 幼保連携型認定こども園湯沢よつばこども園

○所在地 〒012-0844 秋田県湯沢市田町二丁目3番52号

○連絡先 TEL 0183-73-2272 FAX 0183-73-2288

E-mail [yotsuba@yutopia.or.jp](mailto:yotsuba@yutopia.or.jp)

URL <http://www.yutopia.or.jp/~yutakak/yotsubahp/index.html>

○施設長 園長 岸 直樹

○開設年月日 平成29年4月1日

## 2. 職員体制

令和7年2月1日現在

運 営 管 理 者	1名（非常勤：1名）
園 長	1名（常勤：1名）
副 園 長	1名（常勤：1名）
主 幹 保 育 教 諭	1名（常勤：1名）

保 育 教 諭	20名 (常勤：17名 非常勤：3名)
保 育 補 助 員	1名 (常勤：1名)
看 護 師	1名 (常勤：1名)
栄 養 士	1名 (常勤：1名)
調 理 員	3名 (常勤：1名 非常勤：2名)
法 人 事 務 長	1名 (常勤：1名)

### 3. 施設・設備の概要

敷 地 面 積	175,833 m <sup>2</sup>		
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造2階建て	
	延床面積	897.55 m <sup>2</sup>	
施設設備の 数と面積	乳 児 室	1室	59.12 m <sup>2</sup>
	ほ ぶ く 室	1室	48.61 m <sup>2</sup>
	保 育 室	5室	200.48 m <sup>2</sup>
	遊 戯 室	1室	142.00 m <sup>2</sup>
	調 理 室	1室	32.00 m <sup>2</sup>
	調 乳 室	1室	4.81 m <sup>2</sup>
	保 健 室	1室	10.00 m <sup>2</sup>
	職 員 室	1室	30.08 m <sup>2</sup>
	職員休憩室	1室	8.91 m <sup>2</sup>
	倉 庫	4室	38.36 m <sup>2</sup>
	廊 下	2室	147.78 m <sup>2</sup>
	ト イ レ	5室	34.03 m <sup>2</sup>
そ の 他	7室	141.37 m <sup>2</sup>	
設 備 の 種 類	冷暖房、防犯カメラ、警備システム (ALSOK)、 自動火災報知設備、屋外プール (組み立て式)		
屋外遊戯場 (園庭)	屋外遊技場 48,088 m <sup>2</sup> (代替場所 西田町街区公園)		

## 4. 教育・保育目標

- 健康で明るく元気な子ども（健康）
- みんなとなかよくし、進んで取り組む子ども（人間関係）
- 自然に親しみ、人やものに関わる子ども（環境）
- 思いや考えを言葉で伝え合う子ども（言葉）
- 豊かな感性をもち、自分らしく表現する子ども（表現）

## 5. 教育・保育方針

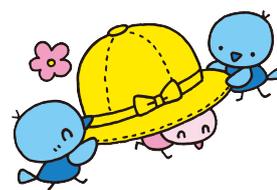
- 園内外の研修会に積極的に参加し、「保育の質の向上」に努める
- 一人一人の個性を大切にしながら、自発的・主体的な活動が体験を通して得られるようにする
- 子育て支援に力を注ぐ

## 6. クラス編制・利用定員

年齢区分	クラス区分	利用定員			
		1号	2号	3号	計
0歳児	ひよこ			12	12
1歳児	りす			13	13
2歳児	うさぎ			13	13
3歳児	ちゅうりっぷ	5	13		18
4歳児	ひまわり	5	14		19
5歳児	さくら	5	15		20
計		15	42	38	95

R7. 4. 1～変更

(単位：人)



## 7. 年間行事予定

4月	※入園式（新入園児保護者） ※個人面談（3歳未満児） ※父母の会総会（クラス懇談会） ・内科健診	10月	※運動会 ・内科健診
5月	・こいのぼり会 ※親子遠足（3、4、5歳児保護者） ・農業体験	11月	※3歳未満児生活発表会（0、1、2歳児保護者） ・観劇
6月	※保育参観（3、4、5歳児保護者） ・歯科検診 ・さくらんぼ狩り（3、4、5歳児）	12月	※3歳以上児生活発表会（3、4、5歳児保護者） ・クリスマス会 ※イルミネーション点灯式（5歳児保護者）
7月	・プール開き ※おまつりごっこ ※個人面談（3歳以上児）	1月	※保育参観（0、1、2歳児保護者） ・クラス写真撮影
8月	・七夕まつり ・湯っこランド園外保育（3歳、4歳、5歳児）	2月	・豆まき ・お店やさんごっこ ※保育参観（3、4、5歳児保護者）
9月	※祖父母参観（5歳児祖父母）	3月	・ひなまつり ・お別れ会 ※卒園式（5歳児保護者）

○毎月行う行事・・・交通安全指導（1、2、3、4、5歳児）避難訓練 誕生会  
身体測定（3、4、5歳児は2か月に1回、0、1、2歳児は毎月）  
運動遊び（4、5歳児は5月～2月の間、月に2回程度、3歳児は  
12月～2月の間、月2回程度外部講師による指導）

音楽遊び 英語遊び

※は保護者参加の行事です。

## 8. 教育・保育時間および休園日

- 開園時間 月曜日～土曜日 7時00分から19時00分  
※園行事や年末年始等は全園児が降園し次第園を閉める場合があります。
- 休園日 ・日曜日 ・祝日 ・年始（1月1日～1月3日）  
・その他（緊急災害発生や急迫の事情がある場合）

- 1号認定のお子様

○教育標準時間・・・月曜日～金曜日 8時00分から14時30分

○休業日・・・（1）土曜日

（2）夏季休業（7月23日から8月21日）

（3）冬季休業（12月27日から1月18日）

（4）学年末休業（3月19日から3月31日）

（5）学年始休業（4月1日）

- 預かり保育・・・ 月曜日～金曜日 7時00分から 8時00分  
（申込が必要） 14時30分から19時00分  
土曜日・長期休業 7時00分から19時00分

□ 2号・3号認定のお子様

○保育時間

(1) 保育標準時間認定のお子様

7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

(2) 保育短時間認定のお子様

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

- 延長保育 ・標準時間認定のお子様は 18時00分から19時00分  
（申込が必要）  
・短時間認定のお子様は 7時00分から 8時30分  
16時30分から19時00分

□ 子育て支援

○一時預かり保育

保護者の用事やリフレッシュ等のためにお子様をお預かりします。（事前申込が必要）

○乳児等通園支援事業

こども園や保育園に通園していない子どもについて、保護者の就労などの保育事由が無くても施設を利用できる制度です。家族以外の大人や、同世代の子どもとともに過ごすことによって、子どもたちの豊かな成長をはぐくむことをねらいとしています。

- ・対象・・・ 保育園、認定こども園等を利用していない0歳6か月から3歳未満の子ども
- ・利用時間・・・ 月10時間（事前申込が必要）

○なかよし広場（園開放・園庭開放・園行事への招待など）

子育て中の親子が楽しめる遊び場として園内や園庭を開放し、子育ての不安や悩みなどの相談に応じます。

（毎月第2木曜日、10時00分から11時00分 無料）

○ふたば子育て支援センター「にこにこ」

平成31年1月7日、湯沢市表町双葉幼稚園乳児園部園舎北隣にオープンした子育て中の親子が気軽に利用できるセンターです。毎月親子で楽しめるいろいろな事業を予定しています。すでに入園されているお子様につきましても平日の降園後や土曜日などの休日に利用できますので、親子のふれあいの場としてご活用ください。詳しくは、☎0183-56-6247)にお尋ねください。

- ・開園日 火曜日～土曜日 9時00分から16時30分
- ・休園日 月曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/30～1/3）・その他（緊急災害発生や急迫の事情がある場合）

○体調不良型病児保育事業

看護師を配置し、園児が体調不良になった場合適切な対応をします。

## 9. 一日の流れ（ディリープログラム）

0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
時間	1日の流れ	時間	1日の流れ	時間	1日の流れ
7:00	開園・順次登園 視診 保育教諭と一緒に遊ぶ 随時 { おむつ交換 水分補給 授乳 睡眠・検温	7:00	開園・順次登園 視診 保育教諭と一緒に遊ぶ 随時 { 排泄 おむつ交換 水分補給	7:00	開園・順次登園 視診 保育教諭や友達と遊ぶ
9:30	おやつ	9:30	片付け	9:30	1号登園 片付け 排泄・手洗い
10:00	保育教諭と一緒に遊ぶ	10:00	おやつ	10:00	水分補給 保育教諭や友達と遊ぶ
10:30		10:30	保育教諭や友達と遊ぶ	10:30	クラス別設定活動
11:00	昼食準備 食事（離乳食）	11:00	片付け		
		11:30	食事	11:30	片付け 昼食準備 食事
12:00	睡眠 目覚め		歯みがき		歯みがき
		12:30	午睡準備 午睡	12:30	午睡準備 午睡
15:00	おやつ	15:00	目覚め	14:00	1号、目覚め
15:30	保育教諭と一緒に遊ぶ	15:30	おやつ	14:30	1号、おやつ 降園（預かり保育）
			保育教諭や友達と遊ぶ	15:00	2号、目覚め
				15:30	2号、おやつ
			保育教諭や友達と遊ぶ		保育教諭や友達と遊ぶ
	順次降園		順次降園		順次降園
18:00	延長保育	18:00	延長保育	18:00	延長保育
19:00	降園終了 閉園	19:00	降園終了 閉園	19:00	降園終了 閉園

## 10. 登園・降園

- ①園への送迎は、保護者が行うことを原則とします。  
いつもとお迎えの人が代わる場合は、お子様の引き渡しの際に本人確認のため、名前の確認や身分証明書の提示を求める場合があります。（免許証、保険証など）
- ②駐車スペースにつきましては、登降園時は一時的に大変混雑します。速やかな送迎をお願いします。当園敷地内での車両事故および盗難、紛失等のトラブルにつきましては、当園は一切責任を負いかねます。  
また、登降園時は、お子様を抱っこしたり、手をつないだりして、お子様が事故にあわないようくれぐれもご注意ください。
- ③特別な出来事（感染症の流行や非常災害の発生等）が生じた場合に、園長の判断により休園や登降園時間が変更になる場合があります。
- ④お子様が感染症に罹患された場合、医師の診断を仰ぎ、医師の許可があるまで休ませてください。また、その旨を必ず園に連絡してください。

## 11. 園への連絡事項

- ①園を欠席する場合（午前9時までに連絡をお願いします。）  
欠席理由（病欠やその他の欠席など）をお伝えください。
- ②登降園の時間に変更がある場合
- ③いつもとお迎えの人が代わる場合  
※事前にお迎えの人の名前とお子様との続柄を必ずお伝えください。  
連絡がない場合は、お子様の引き渡しできません。
- ④緊急連絡先に変更がある場合  
  
※①～④の事項について園に電話連絡をする場合、担任が保育時間中で電話に出られない時は電話を取り次いだ職員にクラス名、お名前、ご用件をお伝えください。
- ⑤年度途中で家庭状況等に変更がある場合は、必ず担任までお知らせください。（住所、連絡先、勤務先、親権者、就労の有無、産休・育休の取得など）  
また、忘れずに支給認定を受けた市町村へ変更の届け出を行ってください。  
（湯沢市の場合は子ども未来課児童福祉班まで ☎0183-78-0166）

## 12. 病気について

園においてお子様の体調に急変があった場合、保護者の方に連絡をし、お迎えをお願いすることがあります。  
また、お子様の病気の症状で発熱、下痢、嘔吐についての判断は次の通りです。

	このような症状の時は園を休みましょう	保育が可能な症状	保育中に症状に変化がある時はご連絡します	至急受診を必要とする症状
熱の時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱期間と同日の回復期間が必要。</li> <li>朝から37.5度を超えた熱とともに元気がなく、機嫌が悪い。食欲がなく朝食、水分が摂れていない。</li> <li>24時間以内に解熱剤を使用している。</li> <li>24時間以内に38度以上の熱が出ていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前日38度を超える熱がでていない。</li> <li>熱が37.5度以下で元気があり、顔色が良い。</li> <li>食事や水分が摂れている。</li> <li>発熱を伴う発疹が出ていない。</li> <li>24時間以内に解熱剤を使用していない。</li> <li>24時間以内に38度以上の熱は出ていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>38度以上の発熱がある。</li> <li>元気が無く機嫌が悪い。</li> <li>咳で眠れず、目覚める。</li> <li>排尿回数が減っている。</li> <li>食欲がなく、水分が摂れない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>38度以上の発熱があるとき。</li> <li>顔色が悪く苦しそうなとき。</li> <li>小鼻がびくびくして苦しそうなとき。</li> <li>意識がはっきりしないとき。</li> <li>頻繁な嘔吐や下痢があるとき。</li> <li>不機嫌でぐったりしているとき。</li> </ul>
下痢の時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>24時間以内に2回以上水様便がある。</li> <li>食事や水分を摂ると下痢がある。(1日に4回以上の下痢)</li> <li>下痢に伴い体温がいつもより高めである。</li> <li>朝、排尿がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の恐れがないと診断されたとき。</li> <li>24時間以内に2回以上の水様便がない</li> <li>食事、水分を摂っても下痢がない。</li> <li>発熱がともなわない</li> <li>排尿がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事や水分を摂ると刺激で下痢をする。</li> <li>腹痛を伴う下痢がある。</li> <li>水様便が2回以上みられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下痢のほかに機嫌が悪く、食欲がなく発熱や嘔吐、腹痛を伴うとき。</li> <li>脱水症状と思われるとき。</li> <li>血液、粘膜、黒っぽい便のとき。</li> </ul>
嘔吐の時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>24時間以内に2回以上の嘔吐がある。</li> <li>嘔吐に伴いいつもより体温が高め。</li> <li>食欲がなく、水分もほしがらない。</li> <li>機嫌が悪く、元気がない。顔色が悪く、ぐったりしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染の恐れがないと診断されたとき。</li> <li>24時間以内に2回以上の嘔吐がない。</li> <li>食事、水分を摂っても嘔吐がない。</li> <li>発熱がみられない。</li> <li>食欲があり、水分補給ができる。</li> <li>機嫌が良く、元気。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>咳を伴わない嘔吐がある</li> <li>元気がなく、機嫌、顔色が悪い。</li> <li>2回以上の嘔吐があり、水を飲んでも吐く。</li> <li>吐き気が止まらない。</li> <li>お腹を痛がる。</li> <li>下痢を伴う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘔吐の回数が多く顔色が悪いとき。</li> <li>元気がなくぐったりしているとき。</li> <li>水分が摂取できないとき。</li> <li>コーヒーや血液のかすのような物を吐いたとき。</li> <li>頻回の下痢や血液の混じった便が出たとき。</li> <li>発熱、頭痛の症状があるとき。</li> <li>脱水症状と思われるとき</li> </ul>

### 13. お薬について

基本的には薬を持参しての登園は控えてください。ただし、アレルギーや慢性疾患など継続的に与薬が必要な場合は、「お薬依頼書」の提出により可能となります。

与薬については、本来保護者が行うべきことです。与薬に関する責任は負いかねますので、ご了承ください。

《間違いや危険なことが生じないように下記の事項を厳守しましょう。》

※ 午前7時00分から8時30分までに登園する場合は、早朝担当保育教諭に手渡してください。

※ 午前8時30分以降に登園する場合は、クラス担任に手渡してください。

※ お子様からの手渡しやカバンの中に入っているものは飲ませることはできませんのでご了承ください。

※ 「お薬の依頼書」はクラスにあります。必要な方はクラス担任に申し出てください。(事務室にもあります。また、ホームページよりダウンロードもできます。)

※ 記入する際は、「お薬の依頼書」の記入例をご覧ください。

※ 応急処置について・・・ケガや事故の場合は、必要な処置(傷口を洗う、安静にする等)をしてご連絡します。状況に応じて病院に付き添います。薬を使つての対応はしませんのでご理解ください。(県の指導により)

## 14. 感染症について

子ども達が生活を共にするこども園では、集団感染の危険性があり、二次感染を起こしやすい環境でもあります。こども園では「学校保健安全法」に準じて出席を停止させていただき対応をしております。感染症の種類と対応については以下の通りとなっておりますので、かかりつけの医師の指示に従ってください。

### (1) 出席停止が必要な感染症

種類	病名	潜伏期間	症状・特徴	出席停止期間
第一種	ポリオ (急性灰白髄炎)	7～12日	発熱、倦怠感、頭痛、嘔吐、筋肉痛、突然の麻痺	急性期を過ぎるまで
	ジフテリア	2～7日	咽頭痛、発熱、頭痛、嚥下痛、偽膜	治癒するまで
	重症急性呼吸器症候群 (SARS)	2～10日	発熱、悪寒、震え、関節痛、発病第2週目に再び高熱になり呼吸困難	治癒するまで
	鳥インフルエンザ	1～10日	発熱、呼吸器症状、倦怠感、呼吸器不全	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	1～14日	発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、嗅覚・味覚障害、重症化すると肺炎や呼吸不全等を伴うことがある。	発症の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過していること
	咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14日	主な症状は、高熱、扁桃腺炎、結膜炎である。アデノウイルスが原因でプール熱と呼ばれることがある。	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
	インフルエンザ	1～4日	突然の高熱が出現し、3～4日続く。倦怠感、食欲不振、関節痛、筋肉痛等の全身症状や、咽頭痛、鼻汁、咳等の気道症状を伴う。	発症の翌日から5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
	水痘 (水ぼうそう)	14～16日	発疹が顔や頭部に出現し、やがて全身へと拡大する。発疹は、斑点状の赤い丘疹から始まり、水疱(水ぶくれ)となり、最後はかさぶたとなる。これら各段階の発疹が混在するのが特徴で、全ての発疹がかさぶたとなれば感染症がないものとする。	すべての発疹がかさぶたになるまで
	百日咳	7～10日	特有な咳(コンコンと咳き込んだ後、ヒューという笛を吹くような音を立てて息を吸うもの)が特徴で、連続性・発作性の咳が長期に続く。夜間眠れないほどの咳がみられることや咳とともに嘔吐することもある。発熱することは少ない。	特有の咳が消失していることまたは5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること

	風 疹	16～18 日	発疹が顔や頸部に出現し、全身へと拡大する。発疹は紅斑で融合傾向は少なく、約3日間で消え、色素沈着も残さない。発熱やリンパ節膨張を伴うことが多く、悪寒、倦怠感、眼球結膜充血等を伴うこともある。	発疹が消失していること
	麻 疹 (はしか)	8～12 日	発症初期には、高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに等の症状がみられる。発熱は一時期下降傾向を示すが、再び上昇し、この頃には口の中に白いぶつぶつ(コプリック班)がみられる。その後、顔や頸部に発疹が出現する。発疹は赤みが強く、やや盛り上がり、徐々に融合するが、健康な皮膚面が残る。やがて、解熱し、発疹は色素沈着を残して消える。	解熱後3日を経過していること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18 日	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)の腫張・疼痛である。発熱は1～6日間続く。唾液腺の腫張は、まず片側が腫張し、数日して反対側が腫張することが多い。発症後1～3日にピークとなり、3～7日で消える。腫脹部位に疼痛があり、唾液の分泌により痛みが増す。	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日経過し、全身状態が良好になっていること
	結 核	3か月～数年(感染後、2年以内、特に6か月以内に発病することが多い)	全身に影響を及ぼす感染症だが、特に肺に病変が生じることが多い。主な症状は、慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ、食欲不振、顔色の悪さ等である。症状が進行し、菌が血液を介して全身に散布されると、呼吸困難、チアノーゼ等がみられるようになることがある。	医師において感染のおそれがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	4日以内	主な症状は、発熱、頭痛、嘔吐であり、急速に重症化する場合がある。	医師において感染のおそれがないと認められていること
第 三 種	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111など)	ほとんどの大腸菌が主に10時間～6日、O157は主に3～4日	無症状の場合もあるが、多くの場合には、主な症状として、水様下痢便や腹痛、血便がみられる。	医師において感染のおそれがないと認められていること
	流行性角結膜炎	2日～14日	主な症状として、目が充血し、目やにが出る。幼児の場合、目に膜が張ることもある。片方の目で発症した後、もう一方の目に感染することがある。	結膜炎の症状が消失していること
	急性出血性結膜炎	ウイルスの種類によって、平均24時間または2～3日	主な症状として、強い目の痛み、目の結膜(白眼の部分)の充血、結膜下出血がみられる。また、目やに、角膜の混濁等もみられる。	医師において感染のおそれがないと認められていること

(2) 条件によって、登園できない感染症

	病名	潜伏期間	症状・特徴	登園の目安
第三種 その他の 感染症	溶連菌感染症	2～5日 伝染性膿痂疹 (とびひ)で は7～10日	主な症状として、扁桃炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、中耳炎、肺炎、化膿性関節炎、骨髄炎、髄膜炎等の様々な症状を呈する。 扁桃炎の症状としては、発熱やのどの痛み・腫れ、化膿、リンパ節炎が生じる。舌が莓状に赤く腫れ、全身に鮮紅色の発疹が出る。また、発疹がおさまった後、指の皮がむけることがある。 伝染性膿痂疹の症状としては、発症初期に水疱(水ぶくれ)がみられ、化膿したり、かさぶたを作ったりする。	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること
	手足口病	3～6日	主な症状として、口腔粘膜と手足の末端に水疱性発疹が生じる。また、発熱とどの痛みを伴う水疱(水ぶくれ)が口腔内にでき、唾液が増え、手足の末端、おしり等に水疱(水ぶくれ)が生じる。	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑 (りんご病)	4～14日	感染後5～10日に数日間のウイルス血症を生じ、この時期に発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛等の軽微な症状がみられる。その後、両側頬部に孤立性淡紅色斑丘疹が現れ、3～4日のうちに融合して蝶翼状の紅斑となるため、俗に「りんご病」と呼ばれる。発疹は、1～2週間続く。	全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	3～6日	発症初期には、高熱、のどの痛み等の症状がみられる。また、咽頭に赤い粘膜疹がみられ、次に水疱(水ぶくれ)となり、間もなく潰瘍となる。高熱は数日続く。	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	マイコプラズマ肺炎 (うつる肺炎)	2～3週	主な症状は咳であり、肺炎を引き起こす。咳、発熱、頭痛等のかぜ症状がゆっくり進行する。特に咳は徐々に激しくなり、数週間に及ぶこともある。	発熱や激しい咳が治まっていること
	RSウイルス感染症	4～6日	呼吸器感染症で、乳幼児期に初感染した場合の症状が重く、特に生後6か月未満の乳児では重症な呼吸器症状を生じ、入院管理が必要となる場合も少なくない。 一度かかっても十分な免疫が得られず何度も罹患する可能性があるが、再感染・再々感染した場合には、徐々に症状が軽くなる。	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	不定	水痘に感染した患者は、神経節(脊髄後根神経痛や脳神経節)にウイルスが潜伏感染しており、免疫能の低下、ストレス、加齢等をきっかけとして、神経の走行に沿った形で、身体の片側に発症することがある。	すべての発疹がかさぶたになっていること

	突発性発疹	9～10日	生後6か月～2歳によくみられる。3日間程度の高熱の後、解熱するとともに紅斑が出現し、数日で消えてなくなるという特徴をもつ。	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと
	①ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス感染症）	12～48時間	流行性嘔吐下痢症の原因となる感染症である。主な症状は嘔吐と下痢であり、脱水を合併することがある。乳幼児のみならず、学童、成人にも多くみられ、再感染も稀ではない。多くは1～3日で治癒する。	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	②ウイルス性胃腸炎（ロタウイルス感染症）	1～3日	流行性嘔吐下痢症の原因となる感染症である。5歳までの間にほぼすべての子どもが感染する。主な症状は嘔吐下痢であり、しばしば白色便となる。脱水がひどくなる、けいれんがみられるなどにより、入院を要することがしばしばある。多くは2～7日で治癒する。	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルペス性歯肉口内炎	2～14日	発熱、口唇・舌・口の中へ潰瘍形成、痛み、食欲不振	主要症状が治まり、普段の食事がとれること

### （3）登園停止は必要ないが、特に適切な対応が求められる感染症

	病名	潜伏期間	症状・特徴	留意すべきこと
第三種	伝染性軟属腫（水いぼ）	2～7週	1～5mm（稀に1cm程度のことがある。）程度の常色～白～淡紅色の丘疹、小結節（しこり）であり、表面はつやがあって、一見水疱（水ぶくれ）にも見える。大き目の結節（しこり）では中心が凹になっている。多くの場合では、数個～数十個が集まっている。四肢、体幹等によくみられるが、顔、首、陰部等どこにでも生じる。軽度のかゆみがあるが、かいてつぶれることで、また、かかなくても個々のものは数か月から時に半年もの時間をかけて自然経過で治療することもある。	集団生活、水遊び、浴場等で皮膚と皮膚が接触することにより周囲の子どもにも感染する可能性がある。このため、伝染性軟属腫（水いぼ）を衣類、包帯、耐水性絆創膏で覆い、他の子どもへの感染を防ぐ。また、プール後は皮膚表面のバリア機能が低下しやすいので、皮膚の保湿を保つ。接触感染により感染するため、日常的に手洗いの励行等の一般的な予防法を実施することが重要である。
	伝染性膿痂疹（とびひ）	2～10日（長期の場合もある。）	主な症状として、水疱（水ぶくれ）やびらん、痂皮（かさぶた）が、鼻周囲、体幹、四肢等の全身に見られる。患部を引っかくことで、数日から10日後に、隣接する皮膚や離れた皮膚に新たに病変が生じる。	手を介して感染することもあるため、日常的に手洗いの励行等の一般的な予防法を実施することが重要である。地域での流行情報を常に把握しておくことが重要である。病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってあれば、通園が可能である。子ども同士でタオルや寝具は共用せず、別々にする。プールの水を介して感染はないが、患部をかくことで病変が悪化したり、他の人と触れたりすることがあるので、プールでの水遊びは治癒するまでやめておく。

	疥 癬	約1か月 (感染してから 皮疹、かゆみ が出現するま での期間)	かゆみの強い発疹(丘疹、水疱(水ぶくれ)、膿疱、結節(しこり)等)ができる。手足等には線状の隆起した皮疹(疥癬トンネル)もみられる。男児では陰部に結節(しこり)ができることがある。体等には丘疹ができる。かゆみは夜に強くなる。疥癬はアトピー性皮膚炎、他の湿疹と等との区別が難しいことがある。	手に比較的多くのヒゼンダニがあり、手を介して感染することもあるため、日常的に手洗いの励行などの一般的な予防法実施することが重要である。また、下着は毎日交換する。 地域での流行情報を常に把握し、情報を園と保護者が共有しておくことが重要である。また、医療機関を受診する際に、保護者から子どもの通っている園で疥癬が流行していることを伝えてもらうとよい。 治療を開始していれば、プールに入ってもかまわない。
	アタマジラミ症	10~30日 卵は約7日で孵化する。	卵は頭髮の根本近くにあり、毛に固く付着して白くみえる。フケのようにも見えるが、卵の場合は指でつまんでも容易に動かない。成虫は頭髮の根本近くで活動している。	園で感染が確認された場合、昼寝の際には、子どもの頭と頭を接しないよう、布団を離したり、頭を交互にしたりする工夫をする。プールでは水泳帽、クシ、タオル、ロッカーを共有しないようにする。地域での流行情報を把握しておくことが重要である。
	B型肝炎	急性感染では 45~160日(平均 90日)	ウイルスが肝臓に感染し、炎症を起こす病気である。急性肝炎と慢性肝炎がある。0歳児が感染した場合、約9割がHBVキャリア(※1)となる。キャリア化の割合は年長児で低下するが、5歳児でも1割がキャリア化する。キャリア化しても、85~90%は治療を必要としないが、残りの多くは思春期以降に慢性肝炎を発症し、その一部は肝硬変や肝がんに進展する可能性がある。 (※1)HBVキャリアとは、HBVの持続感染者のことで、一般的にはHBs抗原が陽性の人のこという。	最も効果的な感染拡大防止策はHBワクチンの接種である。保護者に対し、入園前の定期接種について周知する。また、定期接種の対象でない子どもについても、HBワクチンの接種を済ませておくことが重要であることを周知する。集団感染事例の中には、子どもだけではなく職員も含まれるため、職員もHBs抗原、HBs抗体の検査を受けることが重要である。HBVへの感染の有無に関わらず、血液や体液で感染する病気の予防のために、誰のものであっても血液や体液に直接触れないような注意が望まれる。HBVに感染した子どもが他の子どもと一緒にプールに入ってもウイルスの伝播は起きない。傷がある場合は耐水性絆創膏できちんと覆っておく。

※参考・引用文献「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」



令和5年4月に学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）が改訂され、学校において予防すべき感染症の種類が追加されました。

表1：学校保健安全法施行規則第18条における感染症種類について

（2023（令和5年）年5月現在）

第一種の感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう *上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8条に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。
第二種の感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
第3種の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

【出席停止と臨時休業】

学校保健安全法には、出席停止や臨時休業に関する規定があり、校長は、学校において予防すべき感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある児童生徒等について、出席を停止することができます。この際、各学校においては、児童生徒等に対する出席停止の措置等によって差別や偏見が生じることの内容に十分に配慮する必要があります。

また、学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、学校の全部又は一部の休業を行うことができます。



## 15. 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

### (1) 学校医

医療機関の名称	医療法人松清会 まつした医院
医院長名	松下 一夫
所在地	〒012-0825 湯沢市北荒町 3-1
電話番号	0183-73-2074

### (2) 学校歯科医

医療機関の名称	愛宕歯科クリニック
医院長名	三澤 健士
所在地	〒012-0868 湯沢市西愛宕町 5-1 2
電話番号	0183-72-6855

### (3) 学校薬剤師

薬局の名称	雄勝調剤薬局
薬剤師名	高橋 裕一
所在地	〒012-0055 湯沢市山田字勇ヶ岡 31
電話番号	0183-72-3210

## 16. 準備していただくもの

### □ 0歳、1歳、2歳児

- ①着替え …… 上下の衣服2～3組・下着・靴下など
- ②オムツ …… 紙オムツ8枚
- ③食事用エプロン …… 0、1歳児は3枚・2歳児は1枚
- ④ガーゼ …… 0歳児離乳食前のお子様のみ3～4枚
- ⑤哺乳瓶・乳首 …… 0歳児で授乳が必要なお子様
- ⑥コップ・コップ袋（水分補給に使用）
- ⑦おしぼり3枚・おしぼり入れ（A4サイズ）
- ⑧大判バスタオル1枚、ベビー毛布1枚
- ⑨防水おねしょシート1枚（70×120サイズ 四隅にゴム付き）
- ⑩ハンガー 1本（大人用）
- ⑪帽子（ゴムを付けて・0、1歳児）

- ⑫おしりナップ詰め替え用 6袋（0、1歳児）  
（ピジョン） 1袋（2歳児）
- ⑬白ぞうきん2枚

①～⑪は、  
個人使用のもの  
になります。

持ち物には、  
すべて名前をつけ  
てください。

⑫・⑬  
の用品は、クラスで共有しま  
すのでご協力ください。  
（記名はいりません）

\*準備していただくものには、大きく分かりやすく記名をお願いします。字が薄くなりま  
したらその都度書き直してください。靴下、コップ等の小物にも忘れずをお願いします。

## □ 3歳、4歳、5歳児

### ◇ 給食用品

- ①かばん
- ②弁当箱（アルミ製のもの）
- ③弁当入れ袋
- ④はし（木製のもの）・はし入れ（スプーン・フォーク必要なし）
- ⑤おしぼり・おしぼり入れ
- ⑥歯ブラシ（ケースつき）
- ⑦コップ、コップ袋

\*持ち物には、全て名前をつけてください。

### ◇ 午睡用品

- ① 枕・枕カバー
- ② おねしょシート  
※5歳児は敷布団の用意が必要になります。
- ③バスタオル・毛布

\*全て名前をつけてください

### ◇ その他

- ① 着替え（上着、ズボン、下着、靴下等一式）
- ② 布袋（午睡用具の持ち帰りに使用）
- ③ 汚れ物を入れて持ち帰る袋（スーパー袋 2、3枚）
- ④ ズック（底が黒色でないもの、厚底でないものが望ましい）
- ⑤ 白ぞうきん 2 枚・・・クラス共有の為記名はいりません

\*準備していただくものには、大きく分かりやすく記名をお願いします。字が薄くなりましたらその都度書き直してください。靴下、歯ブラシ、コップ等の小物にも忘れずにお願ひします。

メモ



## 17. 災害発生時の対応について

当園では、火災や大規模地震などの非常災害が発生した場合、別途定められた非常災害対応マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。

### ■地震発生時

地震が発生した際は、地震が収まるまで園内で待機し、必要に応じて園庭（西田町街区公園）に避難します。

大規模地震が発生した場合は速やかにお迎えをお願いします。（園からの連絡を待つ必要はありません。）家庭の状況も把握しながら、できれば、どこに戻るのか決めてから迎えに来てください。

### ■火災発生時

園舎内または園周辺で火災が発生した場合は、発生場所に応じた避難経路にて、園庭または近隣の指定避難所に避難します。速やかにお迎えをお願いします。

### ■水害発生時

当園は、湯沢市総合防災マップにおいて施設周辺を含め（山地災害・河川災害）いずれも危険区域等の指定はありませんが、大雨、集中豪雨等により排水能力を超えた水の溢水等により発生する施設周辺での内水氾濫については注意を要するため、メディアや湯沢市からの情報、近隣地区の状況の確認等で情報収集を行い、必要と判断した場合は、全園児を2階に避難するようにします。

### ○避難場所について

- ・第1 ～ 園庭（西田町街区公園）
- ・第2 ～ 湯沢西小学校（途中経路が被害で遮断された時は近隣指定避難場所を探し、安全を確保します。近隣指定避難場所～勤労者体育センター、武道館、弓道場、シルバー人材センターなど）

### ○連絡方法について

- ・「おがスマアプリ」、電話連絡、災害伝言ダイヤルなどにより、お子様の状況や園の状態をお知らせします。（電話回線・インターネット回線が通じない場合は連絡できないことがあります。）
- ・災害伝言ダイヤルを利用方法は、「171」をダイヤルして、音声案内に従います。最初「171」、次に再生「2」、次に園の電話番号「0183732272」をダイヤルします。

※災害発生時は園児・職員の安全確保や避難、災害の状況確認などが最優先事項となり、保護者の方からの連絡への個別対応は難しくなることが予想されます。また、電話での連絡は回線状況の混雑もあり、現実的には不可能であると考えられます。園ではある程度状況が落ち着いた段階で、上記の伝達手段を用いて情報発信を行っていきますので、災害時お子様の様子が心配だとは思いますが、園から情報発信がなされるまでお待ちいただけるようお願いいたします。

## 18. 給食

当園では、地域で生産された新鮮でおいしい食材を積極的に取り入れるとともに、生産者との交流活動を通して、子ども達が食に関する知識をもつことや地元農業や農作物への関心をもつこと、生産者への感謝の心を育むことなどを目的とし、「食育」や「地産地消」の取り組みを進めています。

また、栄養士をはじめ、給食調理員が子どもの年齢や発達に合わせた栄養バランスのよい給食提供を心がけています。子ども達に安心・安全な給食を提供するため、大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った衛生管理の徹底に努めています。

◆0、1、2歳児・・・完全給食

月末に翌月分の献立表を配付します。

◆3、4、5歳児・・・副食給食

○行事食・・・次の行事についてはお楽しみ献立になります。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ・誕生会（月1回） | ・お店屋さんごっこ |
| ・こいのぼり会   | ・ひなまつり    |
| ・クリスマス会   | ・お別れ会     |

※アレルギー対応・・・医師の診断書に基づいて対応します。除去食の必要な方は、アレルギー疾患生活管理指導表を提出していただきます。指導表の提出は6か月に一度としますが、主治医の指示であれば、1年に一度でも大丈夫です。除去解除の場合もお知らせください。除去解除申請書を提出していただきます。

## 19. 父母の会

○父母の会会費・・・年間7,000円（初回2,000円、2カ月毎に1,000円）

\*集金袋配布後、1週間以内に納入して下さい。

\*1年分の一括払い可（但し納入後の返金は不可となります）

\*会費は、誕生会・おまつりごっこ・観劇・運動会・クリスマス会等に使われます。

## 20. 費用について

### 《幼児教育・保育の無償化》

令和元年10月1日から、3歳から5歳までのすべてのお子様の幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無料になりました。あわせて、0歳から2歳までの市民税非課税世帯のお子様の保育料も無料になりました。（お住まいの市町村に申請が必要です。）

さらに、認定こども園または幼稚園の預かり保育を利用するお子様は預かり保育料についても最大月額1.13万円までの範囲で無料となりました。（お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。）

### (1) 保育料

【1号及び2号認定のお子様】

幼児教育・保育の無償化により保育料は無料です。

### 【3号認定のお子様】

保育料額はお子様の扶養義務者（父・母及び生計の中心者）の市民税所得割額により決定され、住所を有する市町村よりご家庭に保育料決定通知書が送付されますので、その保育料額を毎月納入していただきます。

※市民税非課税世帯のお子様は幼児教育・保育の無償化により保育料は無料です。

※満3歳の誕生日に1号の認定を受けるお子様は、誕生日の翌月から保育料が無料となります。ただし、預かり保育料については、市民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）からが無償化の対象となります。

満3歳の誕生日に2号の認定を受けるお子様は、誕生日の翌年度（4月）から保育料が無料となります。

※保育料については、当月分を当月請求します。

#### ○支払方法について

①口座振替・・・北都銀行の口座から毎月25日に引き落としとなります。（再振替日は翌月10日です。）「口座振替申込書」に必要事項をご記入の上、銀行窓口へ直接提出してください。（振替日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその前日が振替日となります。）

②現金納付・・・毎月集金袋をお渡しします。毎月25日まで当園事務室に納付してください。（おつりのないようお願いします。）

## （2）副食費・預かり保育料・延長保育料

### 【1号認定のお子様】

項 目		金 額
① 副食費（おかず、牛乳、おやつ等にかかる費用）		4,800円（月額）
②預かり保育料	平日（教育時間前 7:00～8:00）	450円（日額）
	平日（教育時間後 14:30～19:00）	
	土曜・長期休業日（7:00～19:00）	740円（日額）

※預かり保育を利用するには事前の申し込みが必要です。「預かり保育利用申込書」に必要事項にご記入の上、当園事務室まで提出してください。

※平日のいずれの時間帯に利用しても日額450円です。

土曜・長期休業日は副食費を含むセット料金で日額740円です。

※利用料金は、①については当月分を当月請求します。②については当月分を翌月請求します。

※預かり保育料も無償化の対象となります。無償化の対象となるためには、市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。4月1日時点で満3歳になっている子どもの預かり保育料は、利用日数に応じて月額11,300円を上限に無償化されます。また年度の途中で満3歳になった子どもの預かり保育料は、市町村民税非課税世帯に限り利用日数に応じて月額16,300円を上限に無償化されます。

【2号・3号認定のお子様】

項 目		金 額	
①副食費（おかず、牛乳、おやつ等にかかる費用）		2号認定	4,800円（月額）
		3号認定	0円（保育料に含まれるため）
②延長保育料	保育標準時間認定 （保育時間後 18:00～19:00）	2号認定	200円（日額）
			1,000円（月額）
	3号認定	無料	
	保育短時間認定 （保育時間前 7:00～8:30） （保育時間後 16:30～19:00）		30分毎に200円（日額） （上限400円/日）

※延長保育を利用するには事前の申し込みが必要です。「延長保育利用申込書」に必要事項をご記入の上、当園事務室まで提出してください。2号認定かつ保育標準時間認定のお子様については、月額利用の申し込みがある場合は月額1,000円の定額です。月額利用の申し込みがない場合は、一律日額200円です。

※利用料金は、①については当月分を当月請求します。②については当月分を翌月請求します。（延長保育の月額1,000円定額を利用の場合は当月分を当月請求します。）

○支払方法については保育料と同様です。

### （3）その他費用

【1号・2号・3号認定のお子様】

項 目		金 額	
①名 札（紛失等により購入が必要な場合）		1枚	150円
②バーコードカード（紛失等により購入が必要な場合）		1枚	100円

○支払方法については保育料と同様です。

### （4）すこやか子育て支援事業

子育て中の保護者の負担軽減を図るため、保育料と副食費に対して、秋田県と市が協働で助成する制度（すこやか子育て支援事業）があります。助成を受けるためには、「すこやか子育て支援事業保育料等助成申請書」の提出が必要です。

【保育料助成】

◆市町村民税所得割課税額に応じて保育料の2分の1、4分の1が助成されます

助成対象は0歳から2歳の子ども（3号認定子ども）の保育料です。

（注1）世帯年収330万円未満相当世帯は保育料の2分の1が助成されます。

（注2）世帯年収640万円未満相当世帯は保育料の4分の1が助成されます。（※ひとり親家庭は2分の1助成）

◆第2子または第3子以降の出生により保育料が全額助成されます

（注1）平成30年4月2日以降に第2子が生まれた場合、世帯年収640万円未満相当世帯は第2子の保育料が全額助成されます。

（注2）平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた場合、所得制限なく（湯沢市上乗せ助成）第2子以降の保育料が全額助成されます。

### 【副食費助成】

#### ◆湯沢市が県制度に上乘せ助成し、すべての子どもの副食費を全額助成します

助成対象は、3歳から5歳の子ども(1号認定・2号認定子ども)の副食費です。

(注1) 世帯年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもの副食費は国の制度により全額免除されます。

(注2) 0歳から2歳の子どもは副食費がかかりません。

## 21. 保険について

当園では、次の保険に加入しています。

### ■独立行政法人日本スポーツ振興センター

保険の種類：災害共済給付

利用者負担：父母の会費の中から負担あり(一人200円程度/年)

### ■ほいくのほけん

保険の種類：園児団体傷害保険、園賠償責任保険、他

利用者負担：なし

## 22. 要望・苦情等への対応方法

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下の通り設置しています。園に対して要望・苦情等があった場合は、丁寧、かつ迅速に対応し、改善を図るように努めます。相談窓口は次の通りです。

相 談 窓 口		
苦情解決責任者	園 長 岸 直樹	電話 73-2272
苦情受付責任者	主幹保育教諭 菅原 真弓	同上
第三者委員	民生児童委員 藤川 静子	電話 73-5965
第三者委員	民生児童委員 中鉢 唱子	電話 73-1849

## 23. 個人情報の取り扱い

当園では、別途定められた個人情報保護規程に従い、特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

また、当園のホームページや保育室前の掲示板等に、お子様の写真が掲載される場合があります。お預かりするお子様の顔が写ることに支障のある場合は早目にお申し出ください。お申し出のない場合は、写真掲載されることをご了承ください。

## 24. 虐待の防止

当園では、お子様の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置（園長）、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

また、責任者が虐待と判断し得る場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、関係機関への通告・連絡を行います。

## 25. 保育業務等支援システム

令和4年度より下記システムを導入し、運用しております。

■システムの名称 おが〜るシステム（岩手インフォメーション・テクノロジー株式会社）

■システムの内容

### ①園児管理システム

お子様に関する記録で（指導計画・園児台帳・成長の記録等）体系的に管理することで、保育教諭が行う事務的な作業の効率化を図ります。

### ②登降園管理システム

バーコードが印刷されたカード2枚を保護者の方に配付し、登降園時にバーコードリーダーへかざすことによりお子様の登降園時間を管理します。職員の出退勤の管理も行います。

※玄関前にバーコードリーダーを設置しておりますので、お子様の登降園の際は保護者が忘れずにカードをかざすようご協力をお願いします。カードは通年に渡り使用しますので、失くさないようにしましょう。カードの再発行には料金が発生します。

### ③請求管理システム

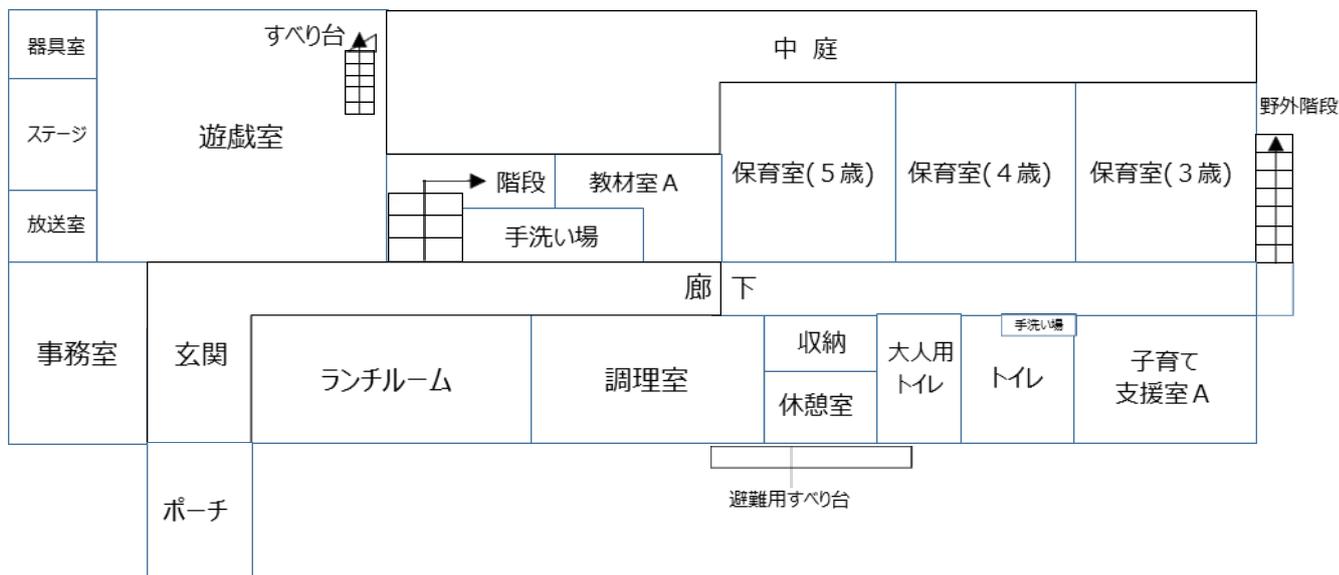
登降園管理システムで入力された内容を基に、請求金額の算出や請求書の発行が可能です。保育料・副食費・預かり保育料・延長保育料などの保護者負担金の徴収について、口座振替が可能です。（父母の会費・一時預かり保育料は除く）

### ④「おがスマ」（保護者向けスマートフォンアプリ）

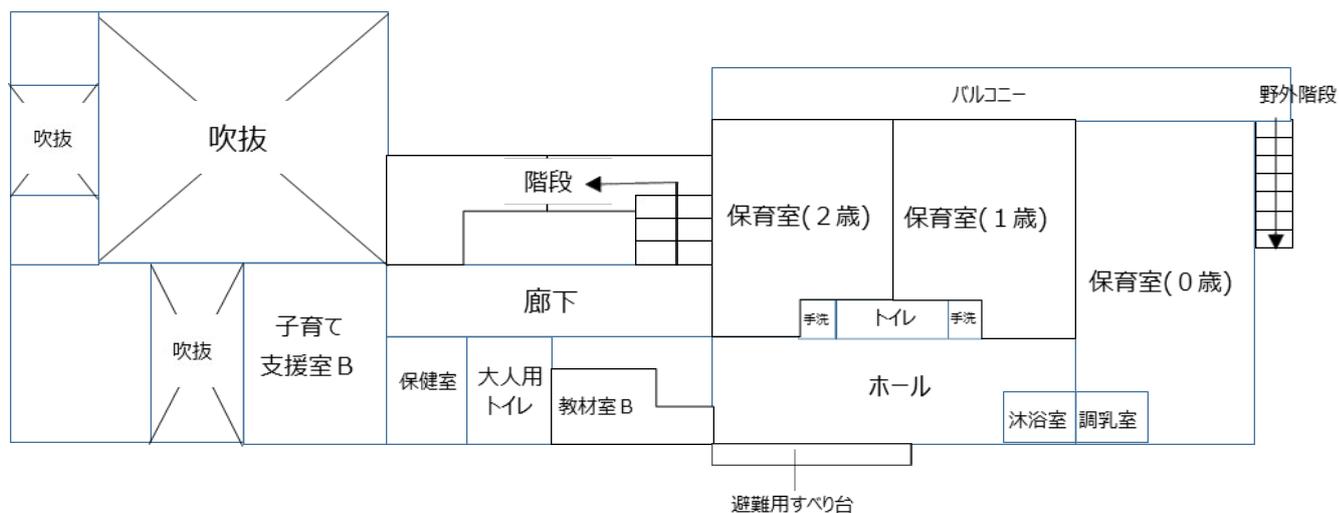
上記アプリを活用し、園からのお知らせを受信したり、イベント情報を確認したりすることができます。非常災害や感染症の発生など、緊急時に園と保護者をつなぐ大切な連絡ツールとなりますので、ご登録をお願いします。

## 26. 園舎平面図

### 【1 F】



### 【2 F】



## 27. その他留意事項

- (1) 当園の敷地内は、すべて禁煙です。  
(改正健康増進法 第一種施設：幼保連携型認定こども園 敷地内禁煙)
- (2) 当園の在園児・保護者・職員等に対する宗教、政治および営利目的の勧誘活動はご遠慮ください。

